

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第22号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条中「減額して得た」を「減額した」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額（当該出産被保険者につき算定した所得割額に限る。以下この項において同じ。）及び被保険者均等割額（当該出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、当該出産被保険者の出産予定月（同令第56条の89第4項第2号に規定する「出産予定月」をいう。以下この項において同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月分について、月割をもって算定した所得割額及び被保険者均等割額を減額した額とする。

第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第30条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定める書類を添えて、出産被保険者の氏名その他市長が必要と認める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定日の6月前から行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。